

森林サービス産業の創出・推進に活用可能な補助事業等一覧 (令和7年度概算決定版等)

林野庁

※本資料は、令和7年度概算決定予算（一部令和6年度補正予算を含む）に盛り込まれた補助事業の内容等を踏まえ、関係省に確認の上、林野庁が作成したものです。
森林空間を活用した体験プログラムの開発や体験施設等の整備など、森林サービス産業の創出・推進に活用可能な補助事業・融資制度を掲載しています。
※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各事業の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。



林野庁HP

補助事業

整理番号	所管省庁等	名称	概要	対象、事業実施主体	令和7年度概算決定予算額	主な要件	補助率・上限額等	補助対象		留意事項等	公募情報等	問合せ先	関連ウェブサイト
								ソフト （推進体制整備、体験プログラム開発等）	ハード （体験施設等整備）				
1	農林水産省	農山漁村振興交付金のうち、地域資源活用価値創出対策 （旧農山漁村発イノベーション対策）	農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援 ①地域活性化型 ②創出支援型 ③産業支援型 ④定住促進・交流対策型 ⑤農泊推進型 ⑥農福連携型	都道府県、市町村、民間事業者、地域協議会、農林漁業者の組織する団体、NPO法人等	7,389百万円の内数	①については、活動計画策定事業にあっては、事業実施主体である地域協議会に市町村が参画していること等。 ②については、地域資源活用・地域連携推進支援事業にあっては、事業実施主体が多様な事業者で連携するネットワーク（3者以上、農林漁業者を必ず含む）を構築していること等。 ③については、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画等が認定されていること等。 ④については、活性化法に基づく活性化計画が作成されていること等。 ⑤については、事業実施主体に農泊の取組の中心的な役割を担う法人又は法人化見込みの団体を含むこと等。 ⑥については、農作業や農産加工等に携わる障害者等が、事業着手から3年目までに5人以上増加すること等。	定額、3/10、1/2等	①については、地域活性化に向けた活動計画策定等を支援。（活動計画策定やその実証活動において、森林での体験プログラムや地域資源を活用した新商品の開発も支援対象） ②については、地域資源を活用した新商品開発等を支援。（森林での体験プログラムや地域資源を活用した新商品の開発も支援対象） ⑤については、農泊の推進体制の整備、観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等の取組を支援。（林業体験を含む森林での体験プログラムや地域資源を活用した食事メニューの開発も支援対象） ⑥については、障害者等の農林水産業に関する加工技術、販売手法の習得等を支援。	③及び④については、農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。（林業体験林等の体験施設や森林浴歩道等の整備も支援対象） ⑤については、農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援。 ⑥については、農福連携の推進に必要なとなる障害者等が作業に携わる農林水産物の加工施設、販売施設等の整備を支援。	事業の詳細については、「農山漁村振興交付金フル活用のおすすめ」を御参照ください。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinkokouhukin.html#01	農林水産省HPに掲載	農林水産省農村振興局都市農村交流課 TEL：03-6744-2493	https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html
2	農林水産省	農山漁村振興交付金のうち、山村活性化支援交付金	山村振興法に基づき指定された振興山村における、山村の地域資源を活用した山村地域ならではの特産品・サービスの開発・改良・販売のための取組を支援	・振興山村を有する市町村 ・振興山村を有する市町村を構成員を含む地域協議会※ ※市町村役割：経理事務の監督	780百万円	○山村振興計画（H27以降に制定・改正されたもの）が作成されていること。 ○振興山村の地域資源を活用し、振興山村の所得・雇用を増大する取組であること（雇用、販売額等の増大に関する目標を設定）。	定額 ※1地区当たり上限年間1,000万円×3年間まで	・地域資源の賦存・利用状況等の調査 ・地域資源を活用するための合意形成、組織づくり、人材育成 ・地域資源の消費拡大や付加価値向上等を図る取組、販売促進		支援対象地域は、山村振興法（昭和40年法律第36号）に基づき振興山村に指定された地域（振興山村は昭和25年2月1日時点の市町村単位で指定） 具体的な区域： https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/sabout/attach/pdf/index-3.pdf	農林水産省HPに掲載	農林水産省農村振興局地域振興課 TEL：03-6744-2498 各農政局農村計画課	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/index.html
3	農林水産省（林野庁）	農山漁村地域整備交付金のうち、共生環境整備事業	森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的とした、施設整備や森林空間整備を支援 ① 森林空間総合整備事業 ② 絆の森整備事業	①については、都道府県、市町村 ②については、都道府県、市町村等	76,249百万円の内数	①については、おおむね 50 ヘクタール以上のまとまりがある森林 ②については、1 施工地の面積が 0.1 ヘクタール以上かつ5ヘクタール以上のまとまりがある森林	○森林整備等 5/10 ○用地等取得 1/3		①については、公益的機能別施業森林区域内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、市町村森林整備計画に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。 ②については、身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。	森林分野での活用事例 https://www.rinva.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sesaku.html	各都道府県を通じて申請	林野庁整備課 TEL：03-3591-5893	https://www.maff.go.jp/j/study/other/e-mura/oomori/n-koufukin.html

整理番号	所管省庁等	名称	概要	対象、事業実施主体	令和7年度概算決定予算額	主な要件	補助率・上限額等	補助対象		留意事項等	公募情報等	問合せ先	関連ウェブサイト
								ソフト （推進体制整備、体験プログラム開発等）	ハード （体験施設等整備）				
4	内閣官房・内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金	地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みなどを支援。	地方公共団体	2,000億円の内数 （R6補正予算1,000億円の内数）	地方公共団体が策定した地方版総合戦略に位置付けられ、地域再生計画に記載された地方創生に資する地域の独自の取組を安定的かつ継続的に支援。	○ソフト事業 1/2 ○拠点整備事業 1/2 ○インフラ整備事業 1/2等	地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みをソフト・ハード一体的に支援。			内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」に掲載予定	内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL:03-6257-1416	-
5	観光庁	地域観光魅力向上事業	将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、まだ観光に未活用な地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を全国各地で実施。	地方公共団体・DMO・民間事業者等	4,000百万円 （R6補正予算）		400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2（補助上限：1,250万円、最低事業費：600万円）	地域の観光資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツについて販路開拓及び情報発信に要する経費の一部を助成する事業に要する経費			地域観光魅力向上事業サイトに掲載予定（3月3日（月）公募開始予定予定）	観光庁観光資源課 TEL：03-5253-8924	https://miryoku.go.jp/
6	スポーツ庁	スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業	地方公共団体が実施するスポーツを通じたスポーツを観光資源とした地域活性化の取組等に要する経費の一部を国が補助し、もってスポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。	都道府県及び市町村（特別区を含む。）	71,736千円		補助率：10/10 上限額：1,000千円	スポーツツーリズム等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッションの経営の安定や特に運営を担う人材の育成・確保（質的な向上）に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援			スポーツ庁HPに掲載	スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 03-6734-3929	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1372561.htm
7	スポーツ庁	スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業	スポーツと地域資源を融合させた「スポーツツーリズム」等を通じ、交流人口の拡大、地域・経済の活性化を推進するため高付加価値コンテンツの創出に向けた取組をモデル的に支援。	民間事業者等	167,079千円		定額（上限あり）	スポーツと地域資源を融合させた「スポーツツーリズム」等を通じ、交流人口の拡大、地域・経済の活性化を推進するため高付加価値コンテンツの創出に向けた取組をモデル的に支援			スポーツ庁HPに掲載	スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 03-6734-3931	https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1387682.htm

上記のほか、建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度一覧を林野庁HP (<https://www.rinva.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyvu.html>)に掲載しています。



融資制度

整理番号	所管省庁等	資金の種類	利用可能な方	貸付対象事業	留意事項	償還期限	措置期間	貸付限度額		問合せ先	関連ウェブサイト
								補助残	非補助事業		
1	日本政策金融公庫	農林業業施設資金（共同利用施設）	森林組合、森林組合連合会等	森林レクリエーション施設（付帯施設を含む）の造成、取得、改良 森林レクリエーション施設（例） 林間キャンプ場 林間オートキャンプ場 林間フィールドアスレチック	林家民宿も対象。	20年以内	3年以内	負担額の80%		(株)日本政策金融公庫 農林水産事業取扱支店まで（一覧： https://www.ifc.go.jp/n/branch/pdf/nogvokuiki.pdf ）	https://www.ifc.go.jp/finance/search/shietsushikin.html
		農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）	林業を併せ営む個人・会社			15年以内	3年以内	負担額の80%	一般：負担額の80%又は「法人1億円、個人300万円」のいずれか低い額 林家民宿：負担額の80%又は300万円のいずれか低い額 林業経営改善計画認定者：負担額の80%		
2		林業構造改善事業推進資金	林業を併せ営む個人・会社 森組、森連、中企組合、林業者のそ市区する法人団体等 ただし、非補助の場合は、森林経営管理法に基づき経営管理実施権を受けられるものとして都道府県から公表された者に限る。	林間スキー場 鳥獣観察施設 森林植物園 森林浴遊歩道など 付帯施設（例） 駐車場、更衣室、あずまや、ベンチ等休憩施設、水飲場、便所、管理棟・花木植栽等の風致施設など	林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領第2の2の承認を受けた「事業計画」等に基づく事業に限る。 林家民宿も対象。	20年以内	3年以内	負担額の80%	一般：負担額の80%又は1億円のいずれか低い額 林家民宿：負担額の80%又は「個人1,300万円、法人2,600万円」のいずれか低い額		https://www.rinva.maff.go.jp/kinyu/koukojou.html#rinkou
3		振興山村・過疎地域経営改善資金	林業を併せ営む個人・会社 森林組合、森林組合連合会、農林漁業者の組織する法人・団体等		知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」等に基づく事業に限る。	25年以内	8年以内	負担額の80%	一般：負担額の80%又は「個人1,300万円、法人5,200万円」（下記特認あり）のいずれか低い額 法人特認：①補助事業関連1億円、②雇用創出効果3名以上3億円、③雇用創出効果5名以上5億円		https://www.ifc.go.jp/finance/search/a3.html
4		中山間地域活性化資金（保健機能増進施設）	中山間地域において農地森林村他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供する施設を設置する者		地域の農林漁業振興に資するか否か、知事の意見を聞く。 森林資源活用温泉保健施設も対象。	15年以内	3年以内	負担額の80%			https://www.ifc.go.jp/finance/search/a15.html

上記のほか、建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度一覧を林野庁HP (<https://www.rinva.maff.go.jp/i/rivou/kidukai/mokuzozigyoku.html>)に掲載しています。



<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業 (旧 農山漁村発イノベーション推進事業)

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、専門人材の育成等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業 (旧 農山漁村発イノベーション整備事業)

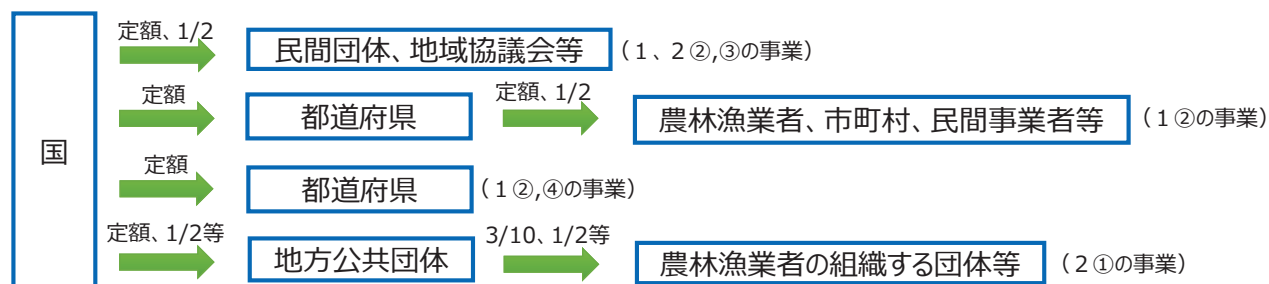
- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

(関連事業) 地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

<事業の流れ>

※下線部は拡充事項



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型



地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

②創出支援型



地域資源を多分野で活用した新商品・サービスの開発

③農泊推進型



景観等を活用した観光コンテンツの開発

④農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得や専門人材の育成等

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型産業支援型



農林水産物直売所の整備



農林水産物処理加工施設の整備

②農泊推進型



古民家等を活用した滞在型施設の整備

③農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、**地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらう**ことを入口に、**農的関係人口の創出、二拠点居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進**します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（90地域〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定**を支援します。
- ② **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等**を支援します。
【事業期間（交付期間）：3年間（2年間）、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※】

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

2. 農山漁村関わり創出事業

- ① 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、**農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築する取組等**を支援します。
- ② 農山漁村の**地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成等**を支援します。
【事業期間：上限2年間等、交付率：定額（上限：6,000万円/年かつ2か年8,500万円※等）】

※①の農山漁村体験研修の実施の場合。

3. 農山漁村情報発信事業

農山漁村のポテンシャルを引き出して**地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の普遍化や、農業遺産等の歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値に係る理解醸成のための情報発信の取組**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業イメージ>



地域の活動計画の策定
（ワークショップの開催）



体制構築及び実証活動
（高齢者の移動確保）



農山漁村の多様な活動への参加



農村プロデューサー
養成講座の風景

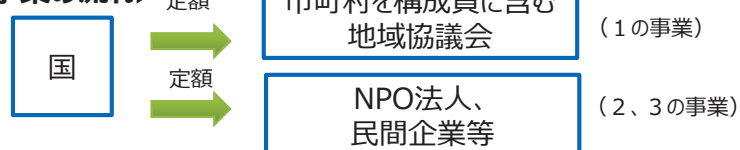


WebサイトやSNSによる
優良事例の情報発信



農業農村の多様な価値の理解醸成

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1の事業、2の事業)	農村振興局都市農村交流課	(03-3502-5946)
(3の事業のうち優良事例の情報発信)	農村計画課	(03-3502-6001)
(3の事業のうち農業遺産等の情報発信)	鳥獣対策・農村環境課	(03-6744-0250)

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、**官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等**の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業（旧農山漁村発イノベーション推進支援事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な**経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組**を支援します。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業（旧農山漁村発イノベーション中央サポート事業）

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、**地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等**を支援します。
- ② 中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の仕組みを強化しつつ、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、**地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等**を支援します。

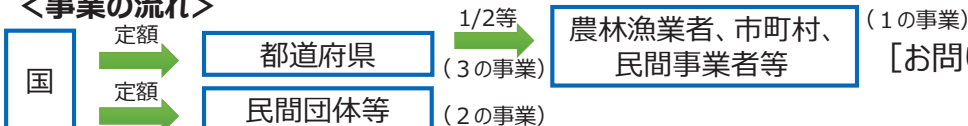
【事業期間：1年間、交付率：定額】

3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業（旧農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、**専門家を派遣する取組等**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>

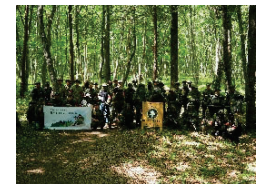


<事業イメージ>

地域資源活用・地域連携推進支援事業

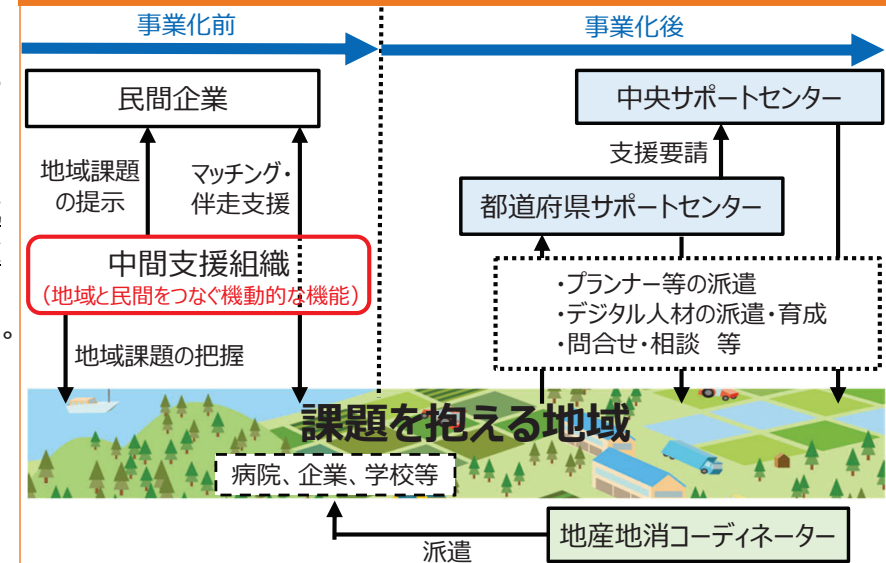


農林水産物を利用した新商品開発



多様な地域資源を新分野で活用

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



※下線部は拡充事項

（1、2、3の事業）農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）
（2②の事業）農村計画課（03-6744-2141）

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 地域資源活用価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

- ※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
- ① 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
- ② 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
- ③ 都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等



EV車等の給電設備

【お問い合わせ先】

（1の事業） 農村振興局地域整備課 （03-3501-0814）
（2の事業） 都市農村交流課 （03-6744-2497）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
**地域資源活用価値創出推進・整備事業
（農泊推進型）**

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の**実施体制の整備**や**経営の強化**、食や景観の**観光コンテンツ**としての磨き上げ、国内外への**プロモーション**、古民家を活用した**滞在施設の整備**等を一体的に支援します。また、**農泊施設の避難所等**としての活用を推進します。

＜事業目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）
- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（700万人泊〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業等

農泊の**推進体制整備**や地元食材・景観等を活用した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。【事業期間：上限2年間】

ア 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援します。【交付率：定額（上限500万円/年）】

イ 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））】

ウ 人材活用事業【交付率：定額（研修生タイプの場合は上限250万円、専門家タイプの場合は上限650万円）】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**ニーズ調査**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）※1

① 農泊の推進に必要な**古民家等**を活用した**滞在施設**、**一棟貸し施設**、**体験・交流施設**等の**整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間※2）】

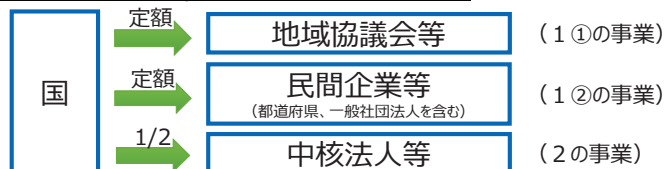
（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② **農家民泊等**における**小規模な改修**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域、農家民宿へ転換する場合は上限100万円を加算）】

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に関し上限200万円を、②に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算

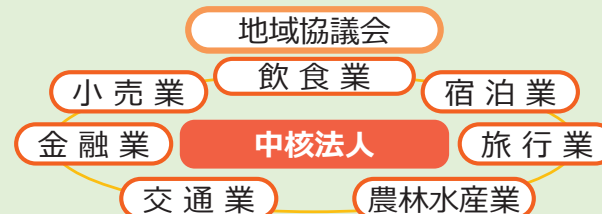
＜事業の流れ＞



※下線部は拡充事項

＜事業イメージ＞

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発



専門家の派遣・指導



宿泊施設予約システムの構築



専門家の派遣・指導



避難所等としての活用



古民家等を活用した施設の整備

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園※**の開設、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し
農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、作業工程のマニュアル化、**ユニバーサル農園の開設**、**移動式トイレの導入**、**農福連携を地域で広げるための取組**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限：150万円/年、経営支援又は地域協議会の設立及び体制整備300万円/年、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の額に40万円加算可能）】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な横展開に向けた取組**、農福連携の**定着に向けた専門人材の育成**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】

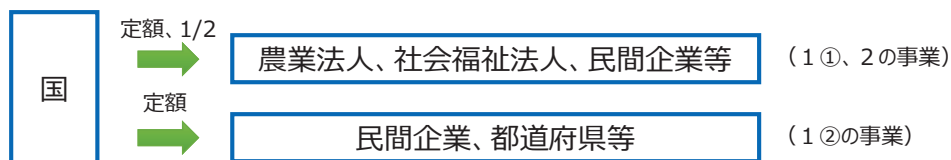
2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設**、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面に係る附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限：簡易整備200万円、高度経営1,000万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖籠補修・木工技術の習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の開設

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

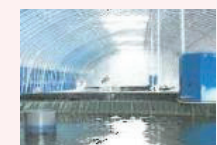
2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

【令和7年度予算概算決定額 780（780）百万円】

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある**地域資源の活用**等を通じた**所得・雇用の増大を図る取組**を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への**販売促進、付加価値の向上**等を通じた**地域経済の活性化を図る**ため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,000万円/地区）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援

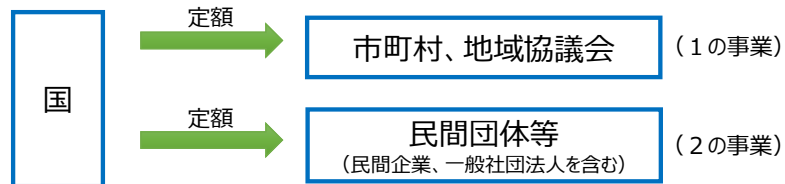
山村の地域資源を活用した商品の**販路開拓**や**山村の価値・魅力の普及**のため、**バイヤー等との商談会や販売会**の開催、**情報発信**などを支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要な**マーケティングのノウハウに係る基礎講習**、ビジネスモデル作成に関する**実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための 合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、 付加価値向上等を図る取組

地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等



地域産品の加工・商品化

地域資源を活用
したビジネス創出
の支援

外部専門家
によるマーケ
ティングに関
する基礎講
習

ビジネスモデ
ル作成に関
する企画コン
ペ形式WS

2. ② 山村振興セミナー支援

2. ① 商談会開催等支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会・
販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

山村活性化対策事業 支援内容・助成対象

支援内容

地域資源を活用した、当該山村地域ならではの特産品・サービス※の開発・改良・販売のための下記の取組を支援

※ 他地域の資源・商品により簡単に代替され得ない高付加価値商品等

サービス(体験・観光プログラムや地域食堂でのメニュー開発など)も対象です

資源量調査・資源確保策対応：地域資源の賦存状況・利用形態調査、栽培講習会等

人材育成：地域ワークショップ開催、技術取得・技術普及向け研修会実施等

商品開発・既存商品改良等：地域資源を活用した新商品開発（既存商品改良）、市場調査（試験販売）、名物メニュー・観光プログラム開発、モニターツアー実施等

販路開拓・拡大：キャッチコピー作成、ブランディング戦略検討、広報活動、展示商談会出展、HP（ECサイト）立ち上げ等

助成対象

役務費、委託料、資材等購入費、機械賃料、人件費、旅費 等

（補助率：1 地区当たり上限 年間1,000万円×3年間まで（定額＝100％））

農山漁村地域整備交付金＜公共＞

【令和7年度予算概算決定額 76,249（76,999）百万円】

＜対策のポイント＞

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

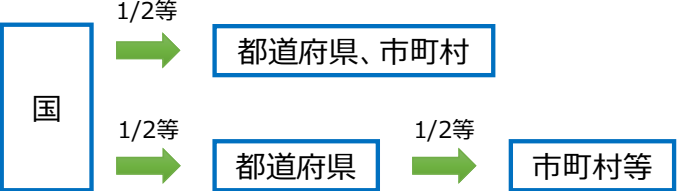
＜事業目標＞

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64%〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
- ※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。
- また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】		【水産基盤整備】	
ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進	老朽化した用水路の整備・更新	漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）	漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）
【森林基盤整備】		【海岸保全施設整備】	
林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現	治山施設による山地災害の未然防止	津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進	津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】（農業農村分野）農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
（森林分野）林野庁計画課（03-3501-3842）
（水産分野）水産庁計画・海業政策課（03-6744-2387）

農山漁村地域整備交付金実施要領（最終改正：令和6年4月1日）

詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html



第2 交付対象事業の事業内容、事業実施主体及び要件

1 基幹事業

(2) 森林基盤整備事業

① 森林整備事業

別紙6に定めるところにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進するとともに、森林整備及び山村の生活環境の改善にも資する路網整備等を行う事業をいう。

別紙6（森林整備事業に係る運用）

第2 事業内容

2 共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業とする。

(1) 森林空間総合整備事業

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第2項第5号に定める公益的機能別施業森林区域（以下同じ。）内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として森林法第10条の5に基づき策定された市町村森林整備計画（以下この別紙において同じ。）に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。

第4 事業区分及び事業内容等

本事業の区分毎の事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

2 共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として次の事業を行う。

(1) 事業内容

ア 全体計画調査

全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。

イ 共生環境整備

(ア) 森林環境教育促進整備

森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(イ) 森林健康促進整備

医療施設、健康増進施設の周辺においてこれらの施設と連携を図った森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

ウ 付帯施設整備

(ア) 森林環境教育促進整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに環境教育促進施設整備として行う客土・整地等自然観察ゾーンの造成等とする。

(イ) 森林健康促進整備

（(ア)の標識類の整備～退避地の整備まで同じため省略）並びに健康増進広場及び間伐材等を利用した簡易な健康促進施設の整備等とする。

エ 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。なお、森林健康促進整備については、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。

オ 用地等取得

有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とする。

カ 森林管理道整備

（略）

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

令和7年度概算決定額 **2,000.0億円**
（令和6年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

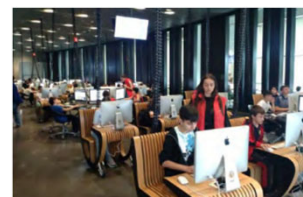
- 「地方こそ成長の主角」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・ 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
（ソフト・ハードの一体的支援）



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
（分野横断的な支援）



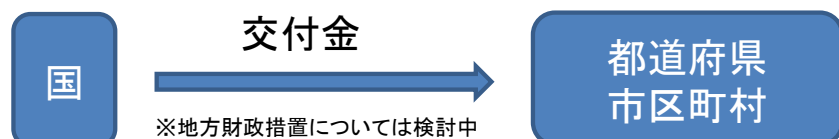
地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



資金の流れ



期待される効果

- 地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

事業目的・背景・課題

- コロナ禍以降、三大都市圏への需要の偏在が深刻化。2024年は若干改善したが、**依然として地方誘客の状況はコロナ前水準に達しておらず、都道府県ごとにも需要の回復に差が生じている**状況。インバウンドの地域偏在を解消し、全国津々浦々に観光による経済効果を波及するためには、**地域の多様な観光資源を生かした観光コンテンツの造成**を更に進め、**来訪目的の創出**が必要。
- また、**個人手配化・オンライン手配化への急激な転換**といったコロナ後の状況を踏まえ、観光コンテンツの造成だけでなく、**適切な販路開拓や情報発信も含めた総合的な支援**が必要。これらの支援を通じて、**地方誘客を行う上で来訪の目的の創出を担う重要産業である地域の観光コンテンツ産業の裾野の拡大や活性化に寄与**。

事業内容

- 将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、まだ観光に未活用な地域資源の活用など、**地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援**を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を全国各地で実施。

<支援内容>

- ・ 観光分野の専門家によるアドバイス等を通じた観光コンテンツの磨き上げや商品化の支援
- ・ 観光コンテンツの販路開拓のための商談会の開催やOTA掲載等の支援、SNSによる情報発信等の支援

事業イメージ



事業スキーム

- ・ 事業形態：間接補助事業 400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2
(補助上限：1,250万円、最低事業費：600万円)
- ・ 補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者等

スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額

136,971千円
188,726千円）



現状・課題

- 地域SCの事業展開は、スポーツ合宿や大会等の「誘致・実施」を行っている団体が半数以上ある。
- 一方で、その他の取組に拡大して事業展開が出来ておらず、スポーツによるまちづくりを推進していく上では地域SCの多角的な事業展開が必要である。
- 地域SCの職員数は約6割が4人以下となっており、継続的な運営体制の構築に向けて担い手の確保・育成が必要となっている。

事業内容

スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション（地域SC）の質的な向上（経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等）に向け、①新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、②研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を行い、自立・自走化した地域SCの増加を目指す。

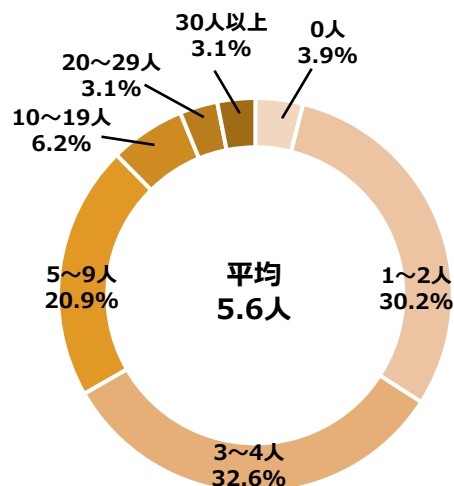
事業実施期間 平成27年～

地域SC経営多角化支援事業 0.7億円

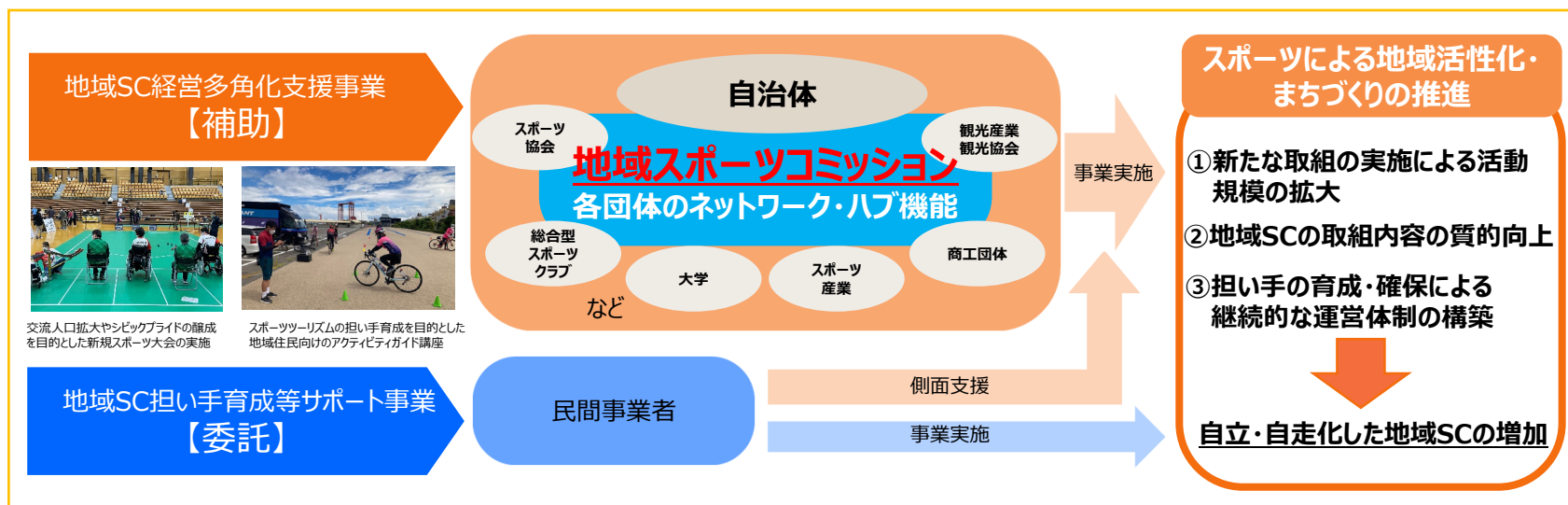
- ・地域SCの多角的な事業展開へのチャレンジを支援する。
 - ① 交流人口拡大に資する事業（アウター事業）
例）スポーツツーリズム、プロスポーツチームとの連携 等
 - ② 地域住民向けの事業（インナー事業）
例）地域住民の健康づくり、競技者の育成 等
- ※地域SCのさらなる自立・自走化を実現するべく、過年度採択実績のない自治体を優先的に支援する。

地域SC担い手育成等サポート事業 0.6億円

- ・研修講座等の人材育成サポートの対象者を拡大
 - ① 地域SC初任者や設立検討団体担当者
 - ② 地域SC運営に係るノウハウの取得に向けた支援
- ・地域SCの実状に合わせて、人材確保に向けたマッチングをモデル的に実証する。
例）○地域おこし協力隊マッチング支援
○副業・兼業人材マッチング支援
○大学生インターンシッププログラム



「地域スポーツコミッションの組織体制及び活動概況に関する調査」より担当職員数（令和3年度）



担当：スポーツ庁参事官（地域振興担当） 付

スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ 創出等総合推進事業

令和7年度予算額（案）
（前年度予算額）

167,079千円
178,800千円



事業概要

地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムについて、増加傾向にある訪日旅行客を主なターゲットとし、引き続き、ニーズに沿った効果的な取組事例の創出、DXを活用したプロモーション等によるスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を進める。これにより、武道を含めたスポーツツーリズムの認知拡大による地方誘客につなげながら、訪日旅行客等のニーズの変化を的確に見極め、地域スポーツ資源を活用した国内外から選ばれるコンテンツの戦略的な創出を図る。

事業内容

事業実施期間 平成29年度～

① スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業

0.4億円

○ 武道をはじめとする地域スポーツ資源を活用したコンテンツの創出をモデル的に支援し、地方部での長期滞在※への貢献等の効果検証等を行う。

※ライブパフォーマンス、検定・資格取得 等

1. 武道ツーリズム

日本発祥の武道と日本特有の資源（ヘリテイジ）等を融合させた稀少性の高い体験コンテンツを創出



2. その他（スノースポーツ・登山・ニュースポーツ等）

日本固有の資源の活用やニーズを掘り起こす、新たな種目を活用したコンテンツを創出



② スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業（拡充）

1.1億円

○ ホームページ等を通じたプロモーションや、セミナー等を通じた各地域での自発的なプロモーション活動を促進する。

○ 武道を中心とした体験機会を国内外で創出し、日本ならではのスポーツツーリズムの認知拡大、地方誘客を促進する。

○ 武道コンテンツ体験時の安全確保手法等の検討など、新規事業者参入に必要な環境整備に取り組む。



データの分析



自発的な取組促進

HP・SNS等発信

検索数増

直接的なPR

セミナー等を通じたデータの利活用の促進

本格的なコンテンツ醸成

体験機会等による訪日意欲喚起

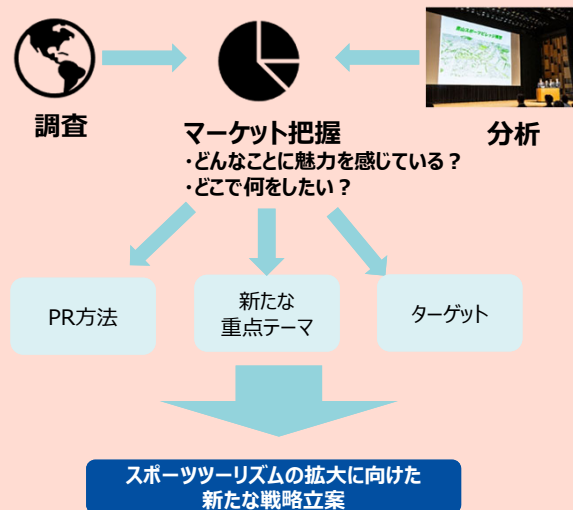
訪日機運喚起・地方への観光

スポーツツーリズム・ムーブメント拡大

③ スポーツツーリズム・マーケット調査事業（新規）

0.1億円

○ 今後のスポーツツーリズムの展開に効果的な「目的」「テーマ」「コンテンツ」等のあり方について、有効性の高い最新データを収集し、訪日旅行客等のニーズを把握・分析する。



スポーツによる地方創生・まちづくりへ

担当：スポーツ庁参事官（地域振興担当） 付